

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会運営要綱（令和3年8月10日評価委員会決定）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 委員長は、条例第6条第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。</p> <p>2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。</p> <p><u>(会議の方法)</u></p> <p><u>第3条 委員長は、対面によるほか必要と認めるときは、書面の方法又はWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）の利用による会議を開催することができる。</u></p> <p><u>2 委員は、書面の方法による会議については委員長の指定した期日までに委員長の指定した書面等の提出をもって出席したものとし、Web会議システムの利用による会議についてはその参加をもって出席したものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、委員は、委員長の承認を得て対面による会議にWeb会議システムを利用して参加することができ、その参加をもって出席したものとする。</u></p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第4条 会議は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 委員長は、条例第6条第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。</p> <p>2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第3条 会議は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ</p>

円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 Web会議システムの利用による会議の公開については、委員長が指定した場所において会議を視聴することを認めることにより行う。

3 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）を示すものとする。

4 委員長は、傍聴人が、傍聴要領に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議結果の公開等）

第5条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）を示すものとする。

3 委員長は、傍聴人が、傍聴要領に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議結果の公開等）

第4条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。